

事務連絡  
令和5年3月30日

高齢者関係施設等 施設長様  
管理者様

神戸市福祉局監査指導部  
介護保険サービス・法人指導監査担当

「高齢者施設等での施設内療養の体制に関する調査」について（ご案内）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のためご尽力いただいておりますことにあらためて敬意を表します。

施設・事業所で利用者又は職員に感染者が発生し、一定の経費を支出した場合等に補助を行う国・県の「サービス継続支援事業（サービス提供体制確保事業）」については、現在、令和4年度発生分の受付を神戸市で行っており、令和5年度発生分については、詳細が決まり次第ご案内する予定です。

ところで、先般、兵庫県（福祉部高齢政策課長）より発出された令和5年3月28日付通知文において、以下のように記載されています。

事務連絡  
令和5年3月28日

県内（政令市・中核市を含む。）所在する  
高齢者施設等の管理者様

兵庫県福祉部高齢政策課長

高齢者施設等での施設内療養の体制に関する調査について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、令和5年3月17日付け国事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されることに伴う医療提供体制等について、国から具体的な方針が示されました。その中で高齢者施設等については、新型コロナに係る往診や電話等による相談、入院の要否の判断及び入院調整に対応できる医療機関の確保その他の感染対策に関する取組が引き続き必要とされています。

つきましては、このことに関する調査を下記のとおり実施しますので、4月13日（木）12時までに、施設ごとに回答をお願いします。

なお、本調査はサービス継続支援事業の「施設内療養を行う施設等への支援」（施設内療養者1名当たり最大30万円）の補助にあたっての要件確認も兼ねており、令和5年5月8日以降は、本調査によりすべての要件を満たす事業所のみ、補助の対象となりますのでご承知おきください。

また、本件調査は、全施設等からの回答が必須とされていますので、必ず期日までに回答いただきますようお願いします。

記

1 対象施設

- 介護老人福祉施設（広域型・地域密着型）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護療養型医療施設
- 認知症対応型共同生活介護

養護老人ホーム  
軽費老人ホーム  
有料老人ホーム  
サービス付き高齢者向け住宅  
短期入所生活介護  
短期入所療養介護

2 照会事項

高齢者施設における感染対策を含む施設内療養の体制について

- ・医療機関の確保
- ・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ・オミクロン株ワクチンの接種

3 回答方法

下記 URL 等の「兵庫県電子申請システム」により、施設ごとに回答すること。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1679533546383>

(略)

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当）

e-mail : [koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp)

すでにご存じの方もおられるかと思いますが、令和5年度サービス継続支援事業において、施設内療養費用が補助対象となるためには上記の要件を満たすことが必要となります。ご注意・ご回答をお願いします。

神戸市福祉局監査指導部  
（「サービス継続支援事業」担当者）

TEL : (居宅通所) 322-6326

(施設) 322-6242

FAX : 322-5771